## 新規開業医師に意向確認する 外来医療機能について

令和5年(2023年)3月16日第10回阿蘇地域医療構想調整会議

## 熊本県外来医療計画 (今後の施策の方向性)

● 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進する ことで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1)外来医療の 分化・連携 の推進



- ① 地域ごとの外来機能の見える化、地域医療構想調整会議での情報共有及び病床機能と外来機能の一体的協議 (病診連携等)
- ② 在宅当番医制などの医師会等の分化・連携の取組みの促進
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した 取組みの推進
- ⑤ 県民の医療のかかり方の普及啓発

(2)外来医療を 担う医師の 養成・確保



- ① 総合診療専門医など地域の外来医療を担う医師の養成
- ② 事業承継制度等の後継者確保対策の検討
- ③ 初期救急や学校医等に係る新規開業者への協力要請

## 令和4年度から具体的に取り組む事項

県外来医療計画に定める方向性のうち、以下の点について取組みを進める。

◆ 医療機器<sup>※1</sup>の共同利用<sup>※2</sup>を促進するため、<u>共同利用の実態</u> <u>を調査</u>するとともに、新規購入希望者 (更新含む) に対して、 <u>共同利用の意向を確認</u>する。

> ※1: CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療(体外照射)を対象 ※2: 連携先の医療機関から紹介された患者のために利用される場合を含む

- ◆ 県内で一般診療所を新規開業する医師に対して、届出の際に、初期救急、公衆衛生分野、在宅医療等の外来医療機能への協力について意向を確認する。確認する外来医療機能(地域で不足する機能)は、地域調整会議で協議し設定する。
- 管轄保健所に提出することとし、今後の地域医療構想調整会議でその提出状況を報告する。 その他、県において、地域での協議に必要な初期救急等の データ収集を継続的に行う。

⇒ 機器購入・開業の届出の際に、県で定めた確認様式を

## 阿蘇地域において協力の意向を確認する外来医療機能(案)

◆ 外来医療機能に関する阿蘇WG (R1.10.10等開催) の協議概要は以下のとおり。

分野		目指すべき方向性
初期救急		<ul> <li>・休日夜間急患センター又は準夜間急患センター等の設置が望まれる(医療スタッフ等の確保も必要)。</li> <li>・住民に対して救急医療の適正受診についての啓発活動を強化する。</li> <li>・医師、医療スタッフの働き方改革との整合性を確保する。</li> <li>・かかりつけ医機能のさらなる充実を検討していく。</li> </ul>
公衆衛生 分野	学校医	・専門領域外への対応支援(協力医)強化が必要である。
	予防接種	・請求事務の簡素化や市町村との連携強化が望まれる。
	産業医	<ul><li>・産業医の支援体制強化として、県から専任の産業医を派遣する等の制度の確立や、事業者との連携・意思疎通が必要である。</li><li>・阿蘇郡市内でも更新手続きに必要な研修が受けられるなど、研修制度の充実も必要である。</li></ul>
在宅医療		<ul> <li>・在宅医療サポートセンター(北部:小国郷医療福祉あんしんネットワーク、中部:阿蘇郡市医師会・阿蘇医療センター、南部:阿蘇立野病院)の機能充実が望まれる。</li> <li>・かかりつけ医制度の充実や他関連職種及び関連施設との連携強化が必要である。</li> <li>・診療報酬上の優遇策が望まれる。</li> <li>・くまもとメディカルネットワークの充実を図っていく。</li> </ul>

上記のWG結果を踏まえ、阿蘇地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急(在宅当番医)」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の5項目とする。